

令和5年3月23日
午後2時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（15名）

1番	板倉克典	2番	那須英二
3番	小久保照枝	4番	堀岡敏喜
5番	加藤明由	6番	佐藤仁志
8番	江崎貴大	9番	加藤克之
10番	高橋八重典	11番	鈴木みどり
12番	早川公二	13番	平野広行
14番	三浦義光	15番	佐藤高 清
16番	大原 功		

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

9番	加藤克之	10番	高橋八重典
----	------	-----	-------

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

市 長	安藤正明	副 市 長	村瀬美樹
教 育 長	高山典彦	総 務 部 長	横山和久
市民生活部長	伊藤仁史	健康福祉部長兼 福祉事務所長	山下正巳
建 設 部 長	伊藤重行	教 育 部 長	柴田寿文
総務部次長兼 企画政策課長	伊藤淳人	健康福祉部次長兼 保険年金課長	服部利恵
会 計 管 理 者	小笠原己喜雄	教育部次長兼 歴史民俗資料館長	伊藤隆彦
監 査 委 員 長	佐藤雅人	総 務 課 長	横江兼光
財 政 課 長	立石隆信	人 事 秘 書 課 長	山森隆彦
防 災 課 長	太田高士	税 務 課 長	岩田繁樹
収 納 課 長	細野英樹	市民課長兼 十四山支所長兼 鍋田支所長	服部朋夫
環 境 課 長	田口邦郎	市民協働課長	藤井清和
観 光 課 長	浅野克教	健康推進課長	山守美代子

福祉課長	梅田英明	介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	安井幹雄
児童課長	飯田宏基	産業振興課長	上田忠次
土木課長	神野忠昭	都市整備課長	三輪秀樹
下水道課長	水谷繁樹	会計課長	鈴木博貴
学校教育課長	渡邊一弘	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	中野修
図書館長	山田淳		

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐野智雄	書記	佐藤文彦
書記	川村紀子		

7 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 令和5年度弥富市一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 令和5年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第4号 令和5年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第5号 令和5年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 令和5年度弥富市下水道事業会計予算
- 日程第8 議案第7号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 弥富市立保育所条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

- 日程第15 議案第14号 市道の廃止について
日程第16 議案第15号 市道の認定について
日程第17 議案第16号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第13号）
日程第18 議案第17号 令和4年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第19 議案第18号 令和4年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

（追加日程）

- 日程第20 発議第1号 弥富市議会の保有する個人情報の保護に関する条例の制定について
日程第21 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について
日程第22 海部南部広域事務組合議会議員の選挙について
日程第23 議員派遣の件
日程第24 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 00 分 開議

○議長（平野広行君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第 88 条の規定により、加藤克之議員と高橋八重典議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第 1 号 令和 5 年度弥富市一般会計予算

日程第 3 議案第 2 号 令和 5 年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第 4 議案第 3 号 令和 5 年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 4 号 令和 5 年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 6 議案第 5 号 令和 5 年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 7 議案第 6 号 令和 5 年度弥富市下水道事業会計予算

○議長（平野広行君） この際、日程第 2、議案第 1 号から日程第 7、議案第 6 号まで、以上 6 件を一括議題とします。

本案 6 件に関し、審査の経過と結果の報告を予算決算委員長に求めます。

高橋八重典予算決算委員長。

○予算決算委員長（高橋八重典君） それでは、予算決算委員会の報告をいたします。

予算決算委員会に付託されました案件は、議案第 1 号令和 5 年度弥富市一般会計予算についてをはじめ 6 件です。

本委員会は、去る 3 月 17 日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、総務部所管の当初予算について、議案第 1 号令和 5 年度弥富市一般会計予算及び議案第 2 号令和 5 年度弥富市土地取得特別会計予算、以上 2 件を一括審査しました。

委員から通告にて、地方交付税の予算計上について、積算根拠とはとの質問に、市側より、当初予算における普通交付税と臨時財政対策債の発行可能額は、令和 4 年度の算定実績を基礎に、例年 12 月下旬に総務省から示される地方財政計画や市税の増減等を考慮し積算しているとの答弁がありました。

また、まち・ひと・しごと創生推進事業業務委託料 500 万円を予算計上し、試験運用等を実施する内容とはとの質問に、市側より、当該事業は令和 4 年度より、第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市と市民の協働により、市民ニーズとその解決に寄与する人材や場所等の地域資源をマッチングさせる仕組みを構築するもの等であり、事業計画 3 年と

してスタートした。令和5年度は、準備段階を経たプロジェクトの試験運用段階と位置づけ、1年目に制度設計・制作した地域資源バンクウェブサイトの試験運用を年内に開始し、地域資源の登録・活用の仕組み、運用方法等について試行・モニタリング・検証を行いますとの答弁がありました。

次に、建設部所管の当初予算について、議案第1号令和5年度弥富市一般会計予算及び議案第6号令和5年度弥富市下水道事業会計予算、以上2件を一括審査しました。

委員から通告にて、農山漁村発イノベーション等事業は、令和5年度において対象者はいるのか。新規事業であるが、市民への周知方法はとの質問に、市側より、この補助事業の対象となるのは、国の総合化事業計画の認定を受けなければならない。現在、市内の水稻を営農する1つの農業経営体が認定されており、米粉を用いたグルテンフリーのパン製造とする計画の整備事業に関する補助金を国の要望調査に計上している。本市としても、6次産業を推進しているので、市ホームページで市民への周知を行っていく予定であるとの答弁がありました。

また、自由通路等整備事業における国からの補助額・補助率はとの質問に、市側より、自由通路等整備事業に係る国の補助金は、社会資本整備総合交付金を活用する。自由通路等整備事業補助金2億2,580万円を見込んでいる。補助率は、交付対象事業費に対して2分の1を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、市民生活部所管の当初予算について、議案第1号令和5年度弥富市一般会計予算を審査しました。

委員からの通告にて、マイナンバーカードを利用したのコンビニ交付システムが予算化されたが、交付できる証明書、利用額、開始時期はとの質問に、市側より、コンビニで交付できる証明書は、住民票の写しと印鑑登録証明書です。開始時期は令和6年1月4日で、利用金額は今後、近隣市町の料金を踏まえて決定するとの答弁がありました。

また、結婚新生活支援補助金の補助対象世帯所得を昨年度までの400万円未満から500万円未満に引き上げたのは、申請者の増加が要因かとの質問に、市側より、国の要綱改正に合わせ、本市としての基準に合わせた改正をした。国の改正は、コロナの影響で婚姻数の減少と出生数が将来人口推計よりさらに早まる危機的な状況下であり、より多くの新婚世帯を支援するために所得要件を緩和することでした。この要件緩和は、市独自のものではなく、国の交付要綱改正に基づくものであるとの答弁がありました。

次に、健康福祉部所管の当初予算について、議案第1号令和5年度弥富市一般会計予算及び議案第3号令和5年度弥富市国民健康保険特別会計予算から議案第5号令和5年度弥富市介護保険特別会計予算まで、以上4件を一括審査しました。

委員から通告にて、带状疱疹ワクチンは生ワクチンと不活化ワクチンがあるが、1回接種

も2回接種も一律5,000円なのか。1回ごとに5,000円なのか。また、接種と申請方法はどの質問に、市側より、生ワクチンは1回接種、不活化ワクチンは2回接種となっていますが、ワクチンの種類に関係なく1人1回の助成で5,000円となります。かかりつけ医等で接種し、一旦医療機関に予防接種費用を全額支払っていただきます。その後、健康推進課へ領収書、予診票などの必要書類を添えて申請していただき、後日指定金融機関へ振り込みますとの答弁がありました。

また、保育所情報配信システム導入委託料について、保育所及び保護者双方の負担軽減の内容はどの質問に、市側より、出欠席の連絡が24時間対応となり、特に朝の同時刻の複数対応が可能となるため、保育所の電話が塞がることが減少する。保育所から保護者への連絡が既読確認ができ、未読の場合、個別に再通知が可能である。お便り等のデジタル配信が可能となり、印刷経費や保育士の作業時間が大幅に縮減される。外国語の自動翻訳機能を活用することで、7か国語、8言語の配信が可能となるとの答弁がありました。

次に、教育部所管の当初予算について、議案第1号令和5年度弥富市一般会計予算を審査しました。

委員から通告にて、特別支援教育コンダクターの任用要件はどの質問に、市側より、特別支援教育に関し専門知識、経験を有し発達の特性のある児童・生徒の支援指導に精通した者との答弁がありました。

また、入学祝金支給事業について、対象者はいつの時点か。進学先は公立私立問わず対象か。支給方法はどの質問に、市側より、対象者は、基本的に4月1日に住所がある者。ただし、4月30日までに転入した者を含む。公立私立を問わず対象とする。市立中学に入学した方は入学式に申請書を渡し、私立中学に入学した方は申請書を自宅へ郵送する。5月末をめどに指定口座に振込をするとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、議案第1号について、今後、人口が減少し税負担能力が減っていく中で、約15億円の起債によって、公共施設機関の整備が本格化してきた。南海トラフ地震等も予測される中、予算の引締めはすべきだと思うが、費用対効果が疑わしい駅の事業が入っている。議案第3号について、負担額がどんどん大きくなっている中で、国・県・市の公費負担の割合を大きくしなければ耐え切れない負担になってくる。資産割をなくしたことで、平等割、均等割などが増額される。子供が増えると負担増という側面もあり、少子化対策に逆行している。議案第4号及び議案第5号について、保険料のみならず、窓口負担なども増加しており、制度自体が大きく改善していく必要がある。議案第6号について、今後、人口が減っていく中で、事業の見直し、縮小を質問していたが、新規設置事業のペースが落ちていない。このままでは、会計が破綻するのではないか。一般会計からの繰入れも多いとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第1号は賛成多数により原案を了承、議案第2号は全員賛成で原案を了承、議案第3号から議案第6号まで、以上4件は賛成多数により原案を了承したことを御報告し、予算決算委員会の御報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

議案第1号と6号に反対の立場で討論させていただきます。

まず、議案第1号令和5年度弥富市一般会計予算について、反対の立場で討論します。

本予算にJR・名鉄弥富駅自由通路に関する予算が計上されていることと、下水道会計に対する負担金が依然として大きいことが主な理由です。

今、地方自治は大きな曲がり角を迎えています。この先に待ち構える2030年超高齢化社会、2040年に至っては超超高齢化社会、そして止まらない少子化、そして南海トラフ地震がひたひたと迫ってきています。この予算は、その少子高齢化も災害面も十分に考慮していると言えるのでしょうか。このままブレーキもハンドルも使わずに突っ込もうとしているのではないのでしょうか。

地方自治を平たく言えば、助け合いです。2000年頃から国が推し進めてきた地方分権一括法など一連の競争の導入によって、全国の自治体の財政が悪化しています。助け合いの原点よりも競争を優先する、例えば子供の権利であるはずの福祉、サービス提供にすり替えてしまっています。安ければ安いほうがいい、そういうふうになら流されていませんか。本質的なものが失われ、お互いに助け合う自治の精神が失われています。

弥富市は、収入面では恵まれているほうだと思います。しかし、使い方が下手なんじゃないのでしょうか。使い方に関しては、近隣市町村にも劣っていると言わざるを得ません。よそがやっているからではなく、本当に必要な助け合いの事業に集中しなければならない時期です。ですから、市民のための助け合いにならないようなJRの駅のような公共事業を見直そうと言っているのです。

今後は、他都市で行われている予算編成過程の公開や予算案への意見を募集した上で議会に諮るように改善してほしいと思います。

最後に、地方自治体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めると

ともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。地方財政法は、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならないと規定しています。どうか市民に予算案を公開し、議会できっちりと議論ができるような費用負担の在り方、費用対効果について、具体的な検討を市役所全体で組織的にやり直してください。せめて来年度の予算編成については、真つ当な行政組織としての予算の編成を行っていただくことを願って、反対討論とさせていただきます。

次に、議案第6号令和5年度弥富市下水道事業会計予算について、反対の立場で討論します。

公共下水道事業について、これ以上の新規の建設を凍結すべきであり、大幅な建設費が計上されている下水道予算に反対します。

住宅の新築や改築において、配管工事を別にすれば、合併浄化槽の本体工事は数十万円です。これに対して、公共下水道の建設費は、愛知県の最終処分場と弥富市が担当する配管工事、設備工事などが、1世帯当たりの建設費が100万円を軽く超えます。どう考えても、永遠に採算が合いません。これが経済的な理由です。

次に、環境面です。

愛知県が流域下水道を推進し、市町村に公共下水道の推進を強く迫った時期がありました。これは水俣病など公害が問題になった後に、全国的に海が汚れ、赤潮などの漁業被害が頻発しました。特に東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内です。昭和53年に導入された水質総量削減制度がこれに当たります。いわゆる水質汚濁物質の総量規制です。

愛知県は、全県的に流域下水道構想を導入し邁進してきました。弥富市が導入した平成15年ですけれども、このときにどういう説明がされたかという点、窒素の除去は合併浄化槽でも対応できるがリンの除去ができませんので、合併浄化槽では駄目だという説明がされました。しかし、皮肉なことに現在の伊勢湾は、下水処理場でリンを取り除き過ぎてしまって、栄養塩というんですけれども、これが不足しているためにノリが色落ちをしているという大変深刻な漁業被害が発生しています。その他の魚介類についても減少しているという水産試験場の調査結果が発表されています。つまり、リンが除去できない合併浄化槽でよかったということです。そこで、これ以上流域下水道にこだわって合併浄化槽では駄目だと言わずに、今後は合併浄化槽に切り替えていけばよいということです。

まとめると、流域下水道計画は伊勢湾で赤潮が多発し、その原因として工場排水、農業の肥料の排水、生活排水もほとんど処理をせずに流していた水質汚濁が激しかった時代の計画です。工場排水や農業についても、かなり改善が進んできています。全国的に下水道を整備して海を浄化するという点で、国が大量の補助金を投入して下水道建設が進められてきました。相当に人口が集中している地区を除けば、安くて建設が容易で、むしろ早くできる合併

浄化槽でよかったということです。

実は平成12年には、浄化槽法改正により、新設浄化槽は合併処理浄化槽とすることが義務づけられています。それ以降に新築された住宅は、合併浄化槽が設置されています。弥富市でも相当の数の合併浄化槽が設置されています。以上が環境面での合併浄化槽で十分という理由です。

深刻なのは、これが反対理由の一番大きなことなんですが、市の財政面です。最初の建設費については、半分近くは補助金が入りますが、管が劣化し寿命が来たときの更新については、基本的には補助金はいりません。利用料収入では到底賄えません。現在の使用料収入は、毎年の維持管理費と愛知県の処理場への費用を県に支払えば、それでほとんど使い切っています。ですので、一般財源からの繰入れに頼ることになります。

当初の建設費の半分は起債で、借金になっています。これも形式的には下水道会計から返済していますが、実質的には一般会計で返済しているようなものです。今後、更新ということになると、なおさら一般会計の繰入れが増えます。これが、都市計画税がある岩倉市などでは、都市計画税を補填しているのでも、他の事業へのしわ寄せはあまりありませんが、弥富市には都市計画税がありませんので、いわゆる一般財源でこの赤字を、毎年数億円を負担していかなければならない。今後、少子高齢化していく中で、当然他の事業、福祉にもしわが寄ります。今後の少子高齢化を考えると、全く恐ろしい話です。

という理由で、相変わらず新規に下水道を建設し、返しようがない借金を積み上げようとしている下水道特別会計に反対します。以上です。

○議長（平野広行君） 次に、加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 5番 加藤明由でございます。

議案第1号令和5年度弥富市一般会計予算について、反対討論を行います。

都市計画費、JR・名鉄弥富駅自由通路橋上駅舎化事業費は巨額で無駄な支出であり、令和4年度予算で既に行われた事業であるJR駅北口広場の用地買収に当たり、あいち海部農業協同組合に支払われた3億7,140万円のうち、推定1,000万円以上の税金がおおよそ撤去し抜く必要性が極めて乏しい基礎ぐいの撤去費用として支払われたことが発覚。今年度予算についても、事業内容の詳細の透明性が極めてない事業に対しては反対するしか選択肢がありません。

よって、反対討論といたします。

○議長（平野広行君） 次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に基づきまして討論させていただきます。

議案第2号を除く1から6号まで、一括して反対の立場で討論させていただきます。

今回の一般会計予算は、スクールカウンセラーの全中学校への常勤的配置の予算が含まれており、その点においては、全国でも先進的にかじを切った予算となり評価できます。

しかしながら、例年以上の借金16億円に近い起債を起こす予算となっており、その内訳は、学校や保育所の長寿命化工事や福祉センター、南部コミュニティセンターの天井撤去など、必要な予算の部分も含まれておりますけれども、JR・名鉄弥富駅の自由通路事業に新年度だけで約3億円と不要不急のものも含まれています。

自由通路事業は、市民がこんなにもお金をかけるなら必要ないという声が多数上がっており、その中でも市は立ち止まらず、住民投票すら行わず、市民の声を聞かずに強行してまいりました。一方では、市民がより多く望む踏切の拡幅、歩道設置、周辺道路の拡幅、歩道設置などは置いておかれ、その整備を行うのはいつになるのか分からないというものでございます。

自由通路整備よりも先に踏切の拡幅や周辺整備などを行えば、それこそ自由通路は必要のないものとなります。もとより、自由通路事業の元となった総合計画時のアンケートの駅周辺整備とは、踏切の拡幅、周辺道路の整備であったと思います。それを内部変換によって自由通路事業として進めてきてしまった、ここに大きな問題点があり、反省すべき点があると思います。それを立ち止まらず進めていこうというものに賛同するわけにはいきません。

また、マイナンバーカードによる住民票などコンビニで交付できるようにするシステム導入費用などで1,700万円ほどの予算がついております。利便性は高まるといいますが、そのコストは大きく、現在行っている稲沢市では、1枚당りに7,000円ほどのランニングコストがかかっているといえます。弥富市での試算は、年間1,000枚を見込んで1枚당り1,200円という試算になっておりますが、実際にはもっとコストは大きくなるものだというふうに考えています。

福祉分野においては、敬老会の長島温泉の招待などはなくなり、配食サービスの自己負担は、1食당り400円と負担の重いものとなっております。生きがいと健康寿命を延ばす取組が必要だと感じています。

学校教育分野では、給食費が1食당り20円の値上げということで、年間約5,000円ほどの保護者負担となります。物価高騰で食材費が50円ほど値上がり、現状では市がその負担分を負担していながら、新年度からは市が30円、保護者が20円の負担をとということです。兄弟が多ければ多いほど、その負担はさらにのしかかってくるものとなっております。全国的には給食費無償化が急速に進んでおり、ここ5年間で76自治体から250を超える自治体が無償化となっております。近隣では、津島市なども来年度から給食費を半額、しかも保育所を含めて半額にするということで、市長は、子育てするなら弥富市でを取り戻したいと言っておりますが、逆に弥富市は取り残されていくのではないのでしょうか。

ただし、弥富市では、全国的にセンター方式になっていく給食の中で珍しくなってきた自校方式を採用しており、学校内で調理することでアレルギー対応もしやすく、温かくておいしい給食となっており、給食の残食率は圧倒的にほとんど残らず、全国的な平均と比べても10倍ほどの差がある点は、すばらしいPRポイントだというふうに思っています。

道路整備の分野では、多くの市民が歩道の拡幅などを求めているにもかかわらず改善されない部分も多く、アンケートでも不満の声となって多く表れています。積極的に予算も増やして、安全対策として改善、整備していただきたいというふうに思っています。

続きまして、議案第3号の国民健康保険については、今の国保会計は収入の多い加入者が減っており、平成20年には1万1,900ほどあったものが令和元年には8,400件ほどに激減し、所得のほうでは、501万円以上の世帯は14%から5.6%へ、逆に35万円以下の加入世帯は20%から34%に急増しています。65歳以上の高齢者割合も32%から45%へと急増しています。加入者は減るわ、所得の多い人はなくなるわ、高齢者割合が増え、医療費は上がり続けると。このような状況の下でどんどん値上がり続けているのが現状であり、限界を迎えています。抜本的な制度改正とともに、公費の大幅な投入が必要です。

介護、後期高齢者特別会計である議案第4号から5号についても、高い保険料に加え、窓口負担も2倍3倍というふうに上がっており、ついに国民の負担は限界に来ています。制度そのものの抜本的な見直しが必要です。

議案第6号の下水道事業については、今回、一般会計からの繰入れが4億円ほどとなっており、今後も未来永劫的に必要になる状況であり、さらなる大胆な見直し、合併浄化槽への切替えが必要だと感じております。

以上、一括して反対討論とさせていただきます。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第7号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第8号 弥富市立保育所条例等の一部改正について

日程第10 議案第9号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第11 議案第10号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第12 議案第11号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第13 議案第12号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第14 議案第13号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第15 議案第14号 市道の廃止について

日程第16 議案第15号 市道の認定について

日程第17 議案第16号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第13号）

日程第18 議案第17号 令和4年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第19 議案第18号 令和4年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（平野広行君） この際、日程第8、議案第7号から日程第19、議案第18号まで、以上12件を一括議題とします。

本案12件に関し、審査の経過と結果の報告を各常任委員長に求めます。

まず、高橋八重典総務建設委員長。

○総務建設委員長（高橋八重典君） 総務建設委員会委員長報告をさせていただきます。

総務建設委員会に付託されました案件は、議案第14号市道の廃止についてをはじめ2件であります。

本委員会は、去る3月15日、委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の結果報告を申し上げます。

議案第14号市道の廃止について及び議案第15号市道の認定について、以上2件を一括審査しました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第14号及び議案第15号は全員賛成で原案を了承したことを御報告し、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、江崎貴大厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（江崎貴大君） 厚生文教委員会の委員長報告をいたします。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第7号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてをはじめ7件です。

本委員会は、去る3月16日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第7号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてから議案第13号弥富市国民健康保険税条例の一部改正についてまで、以上7件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、議案第13号について、平成4年度のと看、資産割が45%であったと記憶、重税感があった。当時から、国の指導は資産割を下げる方向と聞いていたが、30年間でゼロ%になった経緯はとの質問に、市側より、平成4年度当時の国民健康保険加入者の多くが農林水産業や自営業の方であり、資産割は景気に左右されない安定財源として一定の役割を果たしていたため、所得割や資産割の割合が多く、均等割や平等割を抑える税率となつて

いた。資産割の廃止は、国民健康保険事業計画に記載し、運営協議会で検討した結果、令和4年度に廃止する予定であったが、コロナの影響を考慮し、令和4年度の税率改正を見送ったことにより、令和5年度で廃止することにしたとの答弁がありました。

また、委員から、資産割を削ることによって、平等割、均等割、所得割に乗せていくということである。社保と国保での違いというのは、社保に関しては均等割、平等割がない。こうしたところによって負担が発生している。この状況のままでいいのかとの質問に、市側より、平成30年度に国保の制度改正が大幅にあり、最終的に県で保険料率を統一する方向で動いている。県の標準保険料率が、所得割、均等割、平等割の3方式で計算している。他市も資産割をなくしている状況にあることから、今の段階では3方式とさせていただくとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、議案第13号弥富市国民健康保険税条例の一部改正については、資産割をなくすということであるが、逆に均等割、平等割、所得割が引き上げられる。資産割をなくす部分については否定するものではないが、資産のない子供が多く生まれるような家庭には負担が大きくなる。均等割、平等割を増やすのではなく、市や国や県によってその負担を抑えていただきたいとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第7号から議案第12号まで、以上6件は全員賛成で原案を了承、議案第13号は賛成多数で原案を了承したことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、高橋八重典予算決算委員長。

○予算決算委員長（高橋八重典君） 予算決算委員会委員長報告を行います。

予算決算委員会に付託された案件は、議案第16号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第13号）をはじめ3件です。

本委員会は、去る3月17日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、総務部所管の補正予算について、議案第16号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第13号）を審査いたしました。

最初に市側より説明があり、委員から通告にて、地方交付税の増額補正について、内容説明をとの質問に、市側より、令和4年7月に交付された普通交付税について、基準財政需要額を増額する再算定が行われ、本市には8,240万4,000円が追加交付された。内容は、地方団

体が経済対策の事業や経済対策に合わせた独自の地域活性化対策等を円滑に実施するために必要な経費を算定するため、基準財政需要額の臨時費目として臨時経済対策費が創設され、人口を基準とした上で、物価高騰対策、地域活性化策、子ども・子育て世帯への支援等に関する客観的な指標を用いて算定された。また、各地方公共団体の基準財政需要額の一定の率を乗じて得た額を減額していた調整額分も復活しているとの答弁がありました。

次に、建設部所管の補正予算について、議案第16号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第13号）を審査しました。

最初に市側より説明があり、委員から特に質疑はありませんでした。

次に、市民生活部所管の補正予算について、議案第16号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第13号）を審査しました。

最初に市側より説明があり、委員から特に質疑はありませんでした。

次に、健康福祉部所管の補正予算について、議案第16号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第13号）から議案第18号令和4年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上3件を一括審査しました。

最初に市側より説明があり、委員から、議案第18号について、サービス費給付事務が2億円以上減っている。主に施設介護サービス給付費と居宅介護サービス給付費ですが、大きく変動した要因は何ですかとの質問に、市側より、コロナの関係で利用量が減っていることも要因として上げられるが、当初予算算定時は、第8期計画の数量見込みを基に算定している。その見込みと実績見込みとを査定したところ計画のずれが影響しているとの答弁がありました。

次に、教育部所管の補正予算について、議案第16号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第13号）を審査しました。

最初に市側より説明があり、委員から特に質疑はありませんでした。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論はなく、採決の結果、議案第16号から議案第18号まで、3件については全員賛成で原案を了承したことを御報告し、予算決算委員会の御報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

那須英二議員。

○2番（那須英二君） 議案第13号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論させていただきます。

今回のこの国保についての改正状況は、資産割をなくす代わりに社会保険にはない均等割、平等割が値上がり、所得割も上がるということでございます。資産がなく、子供の人数が多いような人ほど負担の重くなる改正が行われようとしています。

現役を引退し、収入のない方が資産を多く持っている場合や、例えば空きの多いマンションなどを経営し苦勞されている方もいらっしゃると思いますので、その負担を減らすという部分には一定理解できます。とはいえ、その部分を均等割や平等割の負担を増やしてしまったら、今度は資産のない子供の多い家庭ほど多くの負担が発生します。これでは少子化対策にも逆行するのではないのでしょうか。

現状、先ほどの議案第3号の討論でも申し上げたように、加入者は減る、所得の多い人がいなくなり所得の少ない人ばかりが残され、高齢者割合がどんどん増えて医療費が上がる、こうした状況の下で国保はどんどん値上がる状況でございます。

全国知事会、市町村会でも国費の1兆円の投入が求められております。大幅な公費の投入で負担を減らしていただきたいという立場で、反対討論とさせていただきます。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第7号から議案第12号まで、以上6件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号から議案第12号まで、以上6件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号から議案第18号まで、以上5件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第18号まで、以上5件は原案のとおり可決されました。

三浦義光議員外5名から発議第1号が提出されました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 発議第1号 弥富市議会の保有する個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（平野広行君） この際、日程第20、発議第1号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である三浦義光議員に提案理由の説明を求めます。

三浦義光議員。

○14番（三浦義光君） それでは、提案理由の説明をいたします。

弥富市議会の保有する個人情報の保護に関する条例の制定について、提案をいたします。

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体では法が直接適用されるため、従来の条例を廃止し、法の施行条例が新たに整備されますが、議会は適用除外となるため、新たに条例を制定する必要があるからであります。

よろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議第1号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程を追加して、海部地区急病診療所組合議会議員の選挙についてを行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部地区急病診療所組合議会議員の選挙についてを行うことに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について

○議長（平野広行君） 日程第21、海部地区急病診療所組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区急病診療所組合議会議員に、高橋八重典議員、板倉克典議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

お諮りします。

日程を追加して、海部南部広域事務組合議会議員の選挙についてを行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部南部広域事務組合議会議員の選挙についてを行うことに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第22 海部南部広域事務組合議会議員の選挙について

○議長（平野広行君） 日程第22、海部南部広域事務組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部南部広域事務組合議会議員に、堀岡敏喜議員、三浦義光議員、江崎貴大議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部南部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議員派遣の件

○議長（平野広行君） 日程第23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件は会議規則第167条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにした
と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手元に配付のとおり議員を派遣することに決しました。

お諮りします。

その後の情勢により内容に変更が生じた場合、議長に御一任いただきたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、内容に変更が生じた場合、議長に御一任いただくことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 閉会中の継続審査について

○議長（平野広行君） 日程第24、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がありまし  
た。

お諮りします。

議会運営委員長の申出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって令和5年第1回弥富市議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時54分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平野 広 行

同 議員 加藤 克 之

同 議員 高 橋 八重典